



六価クロム化合物					ミリグラム/リットル
砒素及びその化合物					ミリグラム/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物					ミリグラム/リットル
アルキル水銀化合物					ミリグラム/リットル
ポリ塩化ビフェニル					ミリグラム/リットル
トリクロロエチレン					ミリグラム/リットル
テトラクロロエチレン					ミリグラム/リットル
ジクロロメタン					ミリグラム/リットル
四塩化炭素					ミリグラム/リットル
1,2-ジクロロエタン					ミリグラム/リットル
1,1-ジクロロエチレン					ミリグラム/リットル
シス-1,2-ジクロロエチレン					ミリグラム/リットル
1,1,1-トリクロロエタン					ミリグラム/リットル
1,1,2-トリクロロエタン					ミリグラム/リットル
1,3-ジクロロプロペン					ミリグラム/リットル
チウラム					ミリグラム/リットル
シマジン					ミリグラム/リットル
チオベンカルブ					ミリグラム/リットル
ベンゼン					ミリグラム/リットル
セレン及びその化合物					ミリグラム/リットル
ほう素及びその化合物					ミリグラム/リットル
ふっ素及び化合物					ミリグラム/リットル
フェノール類					ミリグラム/リットル
銅及びその化合物					ミリグラム/リットル
亜鉛及びその化合物					ミリグラム/リットル
鉄及びその化合物(溶解性)					ミリグラム/リットル
マンガン及びその化合物(溶解性)					ミリグラム/リットル
クロム及びその化合物					ミリグラム/リットル
ダイオキシン類					ビュクグラム/リットル
※					
ニッケル含有量					ミリグラム/リットル
摘要	洗車排水	生活排水			

備考

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては押印を省略することができる。
- 2 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 3 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。